

松谷幸和氏が奈良県農業会議の新会長に就任

県農業会議(増井勲会長)は、令和7年4月1日、奈良市大森町「奈良県農協会館」において臨時総会を開催しました。

奈良県農業会議理事の選任が行われ、松谷幸和氏の就任が決まりました。また、臨時総会終了後に、理事及び監事による第21回

臨時理事会を開催しました。増井勲会長の辞任に伴い、奈良県農業会議会長の選任が行われ、松谷幸和氏の就任が決まりました。

このほか、県下の農業・農業者の利益代表組織として、奈良県農業の振興発展と農家生活の向上を図り、本県農業の健全な発展を目指して取り組んだ、令和6年度の各種事業実績の報告を行い、承認を得ました。承認された議案は次のとおりです。

一般社団法人奈良県農業会議 第128回通常総会・第23回臨時理事会を開催



県農業会議(松谷幸和会長)は、令和7年6月30日、橿原市城殿町「大和平野土地改良区」において第128回通常総会を開催しました。

総会の冒頭、松谷会長は「皆様のご協力もあり、昨年度の事業を順調に進めることが出来ました。新たな食料・農業・農村基本計画が4月11日に閣議決定され、改正基本法で定めた理念の実現に向け、農地の確保と担い手の育成が今後重要となります」とあいさつしました。

総会では、新たな理事の選任が行われ、県食農部長から中野泰寿氏、県市長会から阿古和彦氏、県町村会から森川裕一氏の理事への就任が決まりました。また、新たな監事の選任が行われ、明見美代子氏の監事への就任が決まりました。

第1号議案
令和6年度事業報告並びに経費収支決算承認に関する件
第2号議案
定款第6条第4項第2号会員の指名に関する件
第3号議案
奈良県農業会議理事・監事の選任に関する件

また総会終了後に、新たに選任された理事及び監事による第23回臨時理事会を開催しました。副会長の選任が行われ、県食農部長の中野泰寿氏の就任が決まりました。

令和7年度全国農業委員会会長大会が開催される 改正食料・農業・農村基本法、基本計画における政策の実践に 向けた政策提案などを採択

令和7年5月28日に、全国農業会議所主催の「令和7年度全国農業委員会会長大会」が、市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役員等約1,800人の参加により、東京都渋谷区の「LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）」において開催されました。

大会では、農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化、地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた支援、時代に適合した農地制度への見直し、農業・農村を担う者の育成、確保、農村の振興、農業委員会の組織の予算確保と体制整備の六つの柱で構成された政策提案



決議「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案」のほか、「『地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動』を推進するための申し合わせ決議」「『情報提供活動』の一層の強化に関する申し合わせ決議」「令和7年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」を満場一致で採択しました。

また、その後の決意表明では、新潟県阿賀野市農業委員会の見尾田正行会長から、地域計画・目標地図のブラッシュアップに向けて、改選・委員削減をきっかけに農業委員会地区リーダー制を採用した経緯やプロジェクトによる地域計画の更新に向けた概要の事例のほか、広島県庄原市農業委員会の道下和子会長から、女性委員の登用率の向上に向けて、全国農業委員会女性協議会の活動目的・内容を紹介します。

る事例など、それぞれが日頃から実践している活動を報告するとともに、今後の取り組み強化を誓いました。

大会終了後には、県選出国会議員の代議士へ要請活動を行いました。

令和7年度農業委員会業務担当者会議を開催 農業委員会業務の適正執行に向けて

県農業会議は、令和7年6月3日、榎原市城殿町「大和平野土地改良区大会議室」において、令和7年度農業委員会業務担当者会議を開催しました。会議には、各市町村農業委員会事務局職員や県担当者、関係機関職員など50名が出席しました。

今回の会議では、全国農業会議所の稲垣専務理事から、昨年施行された「改正食料・農業・農村基本法」に基づいて作成された新たな基本計画の概要や、基本計画を実現するために農地の集積・集約を図る「地域計画」の実行が重要との説明を受けました。また、令和7年度以降の「地域計画」について、未策定地区については「目標地図」の作成

に向け、引き続き取り組むことと、話し合いの継続を行うなど実行を進めることが非常に重要との説明を受けました。

次に、県担い手・農地マネジメント課担当者からは、農地転用申請における注意事項や農地法違反の是正指導について、盛土規制法についての説明を受けました。また、農地利用最適化交付金事業における活動実績報告の記載例・事務費の使途例についての説明を受けました。

県農業会議からは、調査活動や農業者等との意見交換会の実施、農地パトロールや地域計画に関するアンケート調査に対する協力を呼び掛けました。

令和7年度「農地パトロール（利用状況調査）」の実施に向けて 農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図る

県下市町村農業委員会では、毎年8月頃から「農地パトロール（利用状況調査）」に取り組みます。

利用状況調査は、平成21年の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、区域内にある農地の利用状況について調査を行うよう求められた活動です。また、利用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に対して、農地の農業上の利用の意向について「利用意向調査」を実施し、農地の利用意向を確認することも求められています。

農地パトロールの実施内容は次の通りです。（農地パトロール実施要領から抜粋）

1. 目的

農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、次の3点を重点として実施します。

- ① 地域の農地利用の確認
- ② 遊休農地の実態把握
- ③ 違反転用の発生防止・早期発見

2. 実施内容

- ア. 遊休農地、耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地および再生利用が困難な農地を把握します。
- イ. アの農地について、遊休農地等になりうる「現況」を確認します。
- ウ. アの農地について、「発

生場所」が次の①～④のいずれに該当するかの確認をします。

- ① 山間（山の中の地域）
- ② 平地（起伏が極めて小さく、ほとんど平らで広く低い地域）

- ③ 山麓（山と平地の境目、山のふもと）
- ④ 崖地（急斜面の土地）

- エ. 農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認をします。

- オ. 農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定等農地の履行状況の確認をします。

- カ. 農地法第6条の2により農業委員会が報告を受けた農地の利用状況を確認します。

- キ. 農地中間管理事業による利用権設定等農地の利用状況を確認します。（農

地中間管理機構から、必要に応じて利用状況結果の提供を求められることがあります）

- ク. 農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正を行います。

- ケ. 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を確認します。

- コ. 仮登記農地の利用状況を確認します。

- サ. 営農型発電設備の下部農地での営農状況を確認します。

- シ. 農業者年金制度の特定処分対象農地及び加算対象農地等の利用状況を確認します。

- ス. 過去の調査において既に遊休（荒廃）農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況を確認します。

3. 実施体制

地区毎に、担当の農業委員・農地利用最適化推進委員を定めます。また、市町村部局や農業団体等へ協力を依頼するほか、必要に応じて地域の農業に精通した

者等を、調査員（協力員）として委嘱等を行います。

4. 実施手順

ア. 調査方法

- ① 農地台帳の情報及び地図、タブレット等を利用しながら一筆の農地ごとに、道路からの目視で確認します。なお、人工衛星または無人航空機等によって得られる動画または画像を活用し、遊休農地に該当「する」「しない」を区別する調査を実施し、該当しない場合は目視による確認を行う必要はありません。
- ② 道路からの目視により、雑草が繁茂しているなど、遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮影し、その旨を地図、タブレット等に記録します。
- ③ 作物栽培高度化施設について、農作物の栽培が行われているべき時期に農作物の栽培が行われていないことが判明した場合、所有者等から、栽培が行われていない理由を聞き取りします。

“農”へのメッセージ



奈良県農業会議会長

松谷 幸和

県内農業関係者の皆様におかれましては、ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

このたび、本年4月1日に開催致しました奈良県農業会議臨時総会並びに第21回臨時理事会において、会長に選任されました。この上は皆様方の志を受け、出来るだけの努力をいたす所存でございますので、何分にも関係する皆様方のより一層のご指導並びにご支援の程よろしくお願い申し上げます。

さて、「農政の憲法」ともいわれる改正「食料・農業・農村基本法」が、昨年の5月29日の参議院本会議で可決・成立し、翌週の6月5日に

交付され、即日施行されました。この改正基本法は、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応を図るため四半世紀ぶりに改正されたものです。

農政の基本理念や政策の方向性を示すものであり、確保すべき農地の総量など数値目標が細かく書き込まれた「基本計画」も、基本法の具体的実行のため、今年の4月11日に閣議決定されました。412万畧の農地面積を確保しつつ、4万8千人の担い手を維持すると

の数値目標等を掲げて、2025年から5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、活動を展開させるとしています。これら基本計画が求める農業施策の目標を達成するためには、昨年度末までに策定が進められた「地域計画」の実行が必要不可欠です。未策定地区については、早急に策定を進めるとともに、策定された計画につい

ても、より精度を高めるための見直し作業であるブラッシュアップを進め、地域の将来を見据えた農地利用のあり方を検討し定められた「目標地図」の実現を通じて、農地の利活用を進めていかねばなりません。

「いま、活用出来る農地を、耕せる人につないでいく」との認識のもと、農地パトロールなどの活動により把握した農地の情報を活かし、関係機関と連携しつつ、農地等の利用の最適化の推進に努め、地域における農地の有効活用に向け努力していかねばなりません。

奈良県農業会議は、農業委員会の支援組織「農業委員会ネットワーク機構」として、今後も農業委員会が行う体制整備や事業実施を行う側面からサポートするため、様々な活動を充実させていきます。奈良県内の農地の有効活用を図りつつ、奈良県農業の振興につなげるための活動を行ってまいります。

農業会議だより

《全国農業図書案内》

農業委員会研修テキスト1
農業委員会制度第7版

新たな農業委員会制度と農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会の業務や役割について分かりやすく解説。

その他、農業委員会としての「指針」の策定と活動の点検・評価及び公表や農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきことを収録。
..... 440円

農業委員会研修テキスト2
農地法第7版

農地制度・農地法の目的と概要、農地法に基づく農業委員会・農業委員等の業務等について分かりやすく解説。

農地所有適格法人制度や農地転用許可制度など、農地に係る制度等を余すところなく収録。
..... 550円

農業委員会研修テキスト3
農地関連制度第5版

基盤法や中間管理法、農振法を中心に特定農地貸付法、市民農園整備促進法、土地改良法などを分かりやすく解説。

その他農地に関する法律等に基づく主な農業委員会業務も収録。
..... 440円

《県農業会議関係会議日程》

7月18日
令和7年度近畿ブロック農業者年金加入推進特別研修会

8月1日
奈良県地域農政推進対策連絡協議会総会

8月4日
常設審議委員会

8月8日
令和7年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

9月3日
常設審議委員会